

高知大学教育学部に出願（入学）予定の皆様へ

【重要】こども性暴力防止法施行について

施行日：2026 年 12 月 25 日

⚠ この法律により、特定性犯罪の前科がある場合、児童と接する実習は受講できません。

令和 6 年に公布された「こども性暴力防止法（正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律／令和 6 年法律第 69 号）」が、令和 8 年 12 月 25 日より施行されます。

この法律の施行により、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育等を行う事業者には、性暴力を防止するための具体的な取組が義務付けられます。

これに伴い、令和 8 年度以降に入学される学生の皆さんには、以下の対応が求められることとなりますので、事前にご確認ください。

同意書の提出

入学前に下記 3 点についての同意書の提出が必要です。

- ・特定性犯罪前科が確認された場合、児童等に接する実習を行うことはできないこと
- ・実習を行うことができない場合、教育職員免許状・保育士資格の取得要件を満たすことはできないこと
- ・実習を行うことができない場合、卒業要件を満たすことができず、卒業が出来ないこと

誓約書の提出

入学前・実習前に下記についての誓約書の提出が必要です。

- ・特定性犯罪歴がないこと

特定性犯罪前科の有無の確認手続き

実習受入先が、特定性犯罪前科の有無の確認が必要と判断した場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要です。

注意：インターンシップやボランティア活動でも、児童と接する場合は確認を求められる可能性があります。

【参考】制度の詳細はこちらをご覧ください。

こども家庭庁 HP：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

お問い合わせ先：高知大学 学務課 教育学部教務係 TEL：088-844-8653